



# 大津市公報

平成 26 年 5 月 30 日  
号外 (第 35 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 84 大津市副市長事務分担規則を廃止する等の規則..... 1
- 85 大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則..... 1
- 86 大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則..... 2
- 87 大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則..... 2

### 訓 令

- 10 大津市庁議規程の一部改正..... 2
- 11 大津市不動産評価委員会規程の一部改正..... 2
- 12 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正..... 2
- 13 大津市土地利用問題協議会規程の一部改正..... 3

## 規 則

大津市副市長事務分担規則を廃止する等の規則を公布する。  
平成26年 5 月30日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第84号

大津市副市長事務分担規則を廃止する等の規則  
(大津市副市長事務分担規則の廃止)

**第 1 条** 大津市副市長事務分担規則(平成25年規則第119号)は、廃止する。  
(大津市職員互助会設置条例施行規則等の一部改正)

**第 2 条** 次に掲げる規則の規定中「主管の」を削る。

- 大津市職員互助会設置条例施行規則(昭和30年規則第1号)第12条第1項
- 大津市廃棄物等処理対策本部設置規則(昭和55年規則第44号)第3条第2項
- 大津市生涯学習推進本部設置規則(平成元年規則第38号)第3条第2項
- 大津市環境施策推進本部設置規則(平成9年規則第81号)第3条第2項
- 大津市青少年対策本部設置規則(平成13年規則第70号)第3条第2項
- 大津市次世代育成支援対策推進本部設置規則(平成15年規則第97号)第3条第2項
- 大津市地域福祉推進本部設置規則(平成23年規則第3号)第3条第2項
- 大津市職員協働推進本部設置規則(平成23年規則第62号)第4条第2項
- 大津市職員の希望降任に関する規則(平成25年規則第117号)第8条第3項

### 附 則

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年 5 月30日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第85号

大津市人権啓発推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市人権啓発推進本部設置規則(平成4年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主管の」を削り、同条第3項中「主管の副市長以外の副市長の職にある者をもって充て、及び」を削る。

第4条第2項中「本部長があらかじめ定めた順序により」を削る。

### 附 則

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

-----  
大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年 5 月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第86号**

大津市大戸川ダム対策本部設置規則の一部を改正する規則  
大津市大戸川ダム対策本部設置規則（昭和61年規則第48号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「主管の」を削り、同条第3項中「主管の副市長以外の副市長」を「建設部長」に改める。  
第3条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。  
別表第1中「建設部長」を削る。

**附 則**

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

-----  
大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年 5 月30日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第87号**

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則  
大津市土地開発基金管理規則（昭和45年規則第35号）の一部を次のように改正する。  
第19条第2項中「4人」を「3人」に改め、同条第3項中「主管の」を削り、同条第5項中「主管の副市長以外の副市長」を「総務部長」に改め、同条第7項中「、総務部長」を削る。

**附 則**

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

**訓 令**

**大津市訓令第10号**

大津市庁議規程（平成3年訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
平成26年 5 月30日

大津市長 越 直 美

第10条第1項及び第20条第1項中「主管の」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

-----  
**大津市訓令第11号**

大津市不動産評価委員会規程（昭和44年訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
平成26年 5 月30日

大津市長 越 直 美

第3条第1項中「7人」を「6人」に改める。

第4条第1項中「副市長である委員のうち主管の」を削り、「他の副市長」を「総務部長」に改め、同条第4項を削る。

**附 則**

この訓令は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

-----  
**大津市訓令第12号**

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
平成26年 5 月30日

大津市長 越 直 美

第3条第1項中「8人」を「7人」に改める。

第5条第1項中「副市長である委員のうち主管の」を削り、「他の副市長」を「総務部長」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

**附 則**

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

**大津市訓令第13号**

大津市土地利用問題協議会規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月30日

大津市長 越 直 美

第3条第2項中「主管の」を削り、同条第3項中「主管の副市長以外の副市長」を「政策調整部長」に改める。  
第5条第2項中「政策調整部長」を「総務部長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。